○　高等学校教育改革の推進

・　教育課程の見直し，学習・指導方法の改善と教師の指導力の向上を図るとともに，社会において必要となる基礎的な知識や技能等に関する指導も含めた生徒の多様な学習ニーズへのきめ細かな対応の充実に取り組む。あわせて，多面的な評価の推進の一環として，文部科学省において一定の要件に適合するものとして民間の試験等を認定する仕組みである「高校生のための学びの基礎診断」制度を創設し，多様な民間事業者等の測定ツールの開発・提供，その利活用を促進する。それにより，高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進する。

○　就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

・　各地域において，その実態を踏まえつつ，就学前から高等教育までの各段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育が推進されるようにするため，小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組む。これらとあわせて，隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかける。また，幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため，幼児と児童の交流や幼稚園等と小学校の教師等の合同研修など，幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図る。さらに，高大接続改革の着実な推進を図る。

後掲の施策群

○　主権者教育の推進

○　持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

○　災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進

○　学校教育における学力保障【一部後掲】

目標（２）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い，正義感，責任感，規範意識，自他の生命の尊重，自己肯定感・自己有用感，他者への思いやり，人間関係を築く力，社会性，個人の価値を尊重し，男女の平等を重んじる態度，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度，前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

（測定指標）
・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善
・いじめの認知件数に占める，いじめの解消しているものの割合の改善
（参考指標）
・人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合

○　子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

・　多世代交流や異年齢交流の活動を重視した学習指導要領の着実な実施を図るとともに，様々な体験を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成するよう，幼児期からの教育の質の向上に取り組む。

・　乳幼児期からの自己肯定感・自己有用感の育成に向けた家庭教育支援に取り組むとともに，子供たちが達成感や成功体験を得たり，課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう，様々な体験活動の充実を図る。

・　様々な課題を抱える子供たちを含めた全ての子供たちが，安全・安心に学ぶことのできる居場所づくりを推進する。

○　道徳教育の推進

・　小・中学校における「特別の教科　道徳」の実施により，答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え，向き合う，「考え，議論する道徳」への転換を図るとともに，高等学校も含め，学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するため，各学校や各教育委員会等における取組を支援する。

○　いじめ等への対応の徹底，人権教育の推進

・　いじめは，どの子供にも，どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ，いじめ防止対策推進法や，いじめの防止等のための基本的な方針の内容について周知徹底を図る。また，各学校におけるいじめの解消に向け，積極的な認知と情報共有の徹底を促すとともに，いじめ防止等への取組を徹底するための研修等の充実や，子供自身の主体的な活動の中核となるリーダーの育成を推進する。さらに，学校関係者や関係団体とともに，いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握・検証を的確に行う。加えて，いわゆる「ネット上のいじめ」や，東日本大震災により被災した児童生徒，原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめへの対応を推進する。

・　問題行動等を起こす児童生徒については，当該児童生徒の人格の成長を旨